

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

目 次
建設業者の登録

土地改良区の役員の退任及び就任

昭和三十五年五月鳥取県告示第二百四十五号
の一部改正

雜植地の公用廃止

◇教委規則 鳥取県立高等学校学則の一部改正

鳥取県立盲学校、ろう学校学則の一部改正

◇教委告示 定例教育委員会の招集

◇人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する規則の一部改正

職員の給与の支給に関する規則の一部改正

部改正 管理職手当に関する規則の一部改正

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一

◇公告

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年四月七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第二百四十九号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

監事	坂本	山田	清次
監事	西尾	坂本	茂雄
監事	横田	西尾	善一
就任した役員の氏名及び住所	横田	清勝	"
理事	西尾	善一	鳥取市金沢
監事	網川	坂本	"
監事	石上	西尾	"
就任した役員の氏名及び住所	石上	西尾	善一
理事	前田	前田	"
監事	中島	前田	"
監事	沢田	中島	"
就任した役員の氏名及び住所	沢田	沢田	龍吉

昭和三十五年三月六日通常総会において総選挙の結果
当選し同日就任、任期二年。

日置村早牛土地改良区
退任した役員の氏名及び住所

理事 塩 貞夫

氣高郡青谷町大字早牛

昭和三十六年一月十七日通常総会において総選挙の結果
当選し三月十四日就任、任期二年。

鳥取県告示第二百号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廢業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十六年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日

鳥取県知事登録

(一) 第五九五号 昭三四、一二、八 山 林 組

東伯郡大栄町龜谷 山林 久雄 昭三六、三、二九

二八

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条
条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員
が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一
項の規定により告示する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市金沢土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 前田 鹿藏

鳥取市金沢

監事 石上 博夫

"

藤田 理夫

"

就任した役員の氏名及び住所

理事	小川	原田	昌幸
監事	原田	原田	保智
監事	田中	田中	嘉孝
監事	伊藤	伊藤	正義
監事	釜谷	釜谷	英男

就任した役員の氏名及び住所

理事 塩 貞夫 氣高郡青谷町大字早牛

監事 伊藤 正義

土橋 多藏

就任した役員の氏名及び住所

昭和三十六年一月十七日通常総会において総選挙の結果
当選し三月十四日就任、任期二年。

登録番号 登録年月日 名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要
鳥取県知事登録 昭三六、三、二九 (有)山林組 東伯郡大栄町龜谷 山林 久雄 建設工事
(一) 第五九五号

5 昭和36年3月7日

金曜日 鳥取県公報 第3213号

00497

監事	山根源重	赤井閑三	米子市古市
		末吉泰治	"
		友長要	"
		牧茂富	"
		牧暉一	"
		牧野誉一	"
		長田忠義	"
		潮淳	"
		田中滿隆	"
		能見房一	"
		大江武一	"
		斎木千代徳	"
		斎木茂樹	"
		清水浅市	"
		松岡清治	"
		山本勝美	"
		白子貞治	"
		松林武雄	"
		吉谷	"
		牧茂富	"
		友長要	"
監事	山根源重	上野忠雄	"
		生田善藏	"
		奈喜良	"
		田中登	"
		岩井猛	"
		雑賀彦久	"
		新山	"
		吉谷	"

鳥取県告示第二百二号

昭和三十五年五月鳥取県告示第二百四十五号（鳥取県

金庫の名称、位置及び出納区域並びに金庫事務取扱者指定）の一部を次のように改正し、昭和三十六年四月一日から適用する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県知事 石破二朗

00496

金曜日 鳥取県公報 第3213号 4

昭和36年4月7日

上砂見土地改良区	石破二朗	牧茂富	吉谷
成実村土地改良区	沢田哲夫	鳥取市上砂見	
退任した役員の氏名及び住所	赤井閑三	米子市新山	
	木村清	"	
	能見房一	"	
	潮淳	"	
	古市	"	

監事	上野忠雄	牧野誉一	吉谷
	末吉泰治	"	"
	田中満隆	"	"
	山根源重	"	"
	竹内弘	"	"
	生田善藏	"	"
	奈喜良	"	"

退任した役員の氏名及び住所	赤井閑三	米子市新山
	木村清	"
	能見房一	"
	潮淳	"
	古市	"

就任した役員の氏名及び住所	赤井閑三	米子市新山
	木村清	"
	能見房一	"
	潮淳	"
	古市	"

昭和三十六年二月十六日臨時総会において総選挙の結果當選し二月二十五日就任、任期三年。

理事	赤井閑三	米子市古市
	末吉泰治	"
	友長要	"
	牧茂富	"
	牧暉一	"
	牧野誉一	"
	長田忠義	"
	潮淳	"
	田中満隆	"
	能見房一	"
	大江武一	"
	斎木千代徳	"
	斎木茂樹	"
	清水浅市	"
	松岡清治	"
	山根茂	"
	吉谷	"

鳥取県告示第二百三号

昭和三十五年五月鳥取県告示第二百四十五号（鳥取県

金庫の名称、位置及び出納区域並びに金庫事務取扱者指定）の一部を次のように改正し、昭和三十六年四月一日から適用する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第二百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条
条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員
が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一
項の規定により告示する。

岩美高等学校	全日制	普通科	農業科	農業課程	岩美郡岩美町浦富七〇八番地
農業科	農業科	普通科	農業科	農業課程	岩美郡岩美町浦富七〇八番地
家庭課程	家庭課程	普通科	農業科	農業課程	岩美郡岩美町浦富七〇八番地
〃	〃	一〇〇	一五〇	一五〇	一五〇

別表中

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則長 石谷貞彦

昭和三十六年四月七日

教育委員会規則

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

委員会規則第十一号の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「学校医、学校歯科医および臨時職員」を「学校医、学校歯科医、学校薬剤師および臨時職員」に改める。

第三十三条ただし書中「専攻科への入学および」を削る。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則
鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育

鳥取県告示第二百四号

次の雑種地は、昭和三十六年三月二十三日からその公用を廃止した。

昭和三十六年四月七日

場所	鳥取県知事 石破二朗
地目又は品目	面積又は数量
氣高郡青谷町大字青谷字赤尾二一九の四	二二、七二
雜種地	

関係図面は、土木部管理課に保管

事務取扱日 毎月七日、二十一日及び二十七日
ただし、その日が日曜日又は休日に当たるときは、その前日

に改める。

「倉吉支金庫三朝派出所 東伯郡三朝町大字三朝
倉吉支店三朝出張所 東伯郡三朝町大字三朝
倉吉支店三朝出張所 関金町大字関金宿
倉吉支店 倉吉支店三朝出張所」を
倉吉支店三朝出張所

倉吉支店三朝出張所

00503

に改める。
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月
一日から適用する。

附 則

鳥取県立盲学校、ろう学校学則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県立盲学校、ろう学校学則の一部を改

根雨高等学校		境水産高等学校	
		全日制	全日制
全日制	普通科	水産科	漁業課程
家庭科	普通科	家庭科	日野郡日野町根雨中祖三三八番地
家庭課程	普通課程	家庭課程	四〇〇
			五〇
			二〇
			三〇
			一〇〇

を

法勝寺農業高等学校		境水産高等学校	
		全日制	全日制
全日制	農業科	農業科	農業科
農業科	普通科	普通科	普通科
農業科	製造課程	製造課程	製造課程
農業科	無線通信課程	無線通信課程	無線通信課程
農業科	機関課程	機関課程	機関課程
農業科	漁業課程	漁業課程	漁業課程
農業科	農業課程	農業課程	農業課程
農業科	家庭課程	家庭課程	家庭課程
農業科	西伯郡西伯町法勝寺とかまえ地内	西伯郡西伯町法勝寺とかまえ地内	境港市山中二・〇六四番地
農業科	五〇	五〇	九〇
農業科	一五〇	一五〇	一〇〇
農業科	一〇〇	一〇〇	一二〇
農業科	九〇	九〇	九〇
農業科	五〇	五〇	五〇
農業科	二〇〇	二〇〇	二〇〇
農業科	五〇	五〇	五〇
農業科	一一〇	一一〇	一一〇
農業科	一〇〇	一〇〇	一〇〇
農業科	四〇〇	四〇〇	四〇〇
農業科	三五〇	三五〇	三五〇
農業科	二〇	二〇	二〇
農業科	一〇〇	一〇〇	一〇〇

を

に、

に、

を

正する規則

鳥取県立盲学校、ろう学校学則（昭和三十一年七月鳥

取県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

鳥取県立鳥取盲学校	小学部		中学校に準ずる		六年
	中学部	高等部	中学校に準ずる	三年	
専攻科	職業課程	あんま・はり・きゅう科	三年	四年	四五
		あんま・はり・きゅう科	二年	三年	三〇
	別 科	職業課程	あんま科	二年	一五

島取市立川町五丁目

を

鳥取県立鳥取盲学校	小学部		中学校に準ずる		六年
	中学部	高等部	中学校に準ずる	三年	
専攻科	職業課程	あんま・はり・きゅう科	三年	四年	四五
		あんま・はり・きゅう科	二年	三年	三〇
	別 科	職業課程	あんま科	二年	一五

島取市立川町五丁目

を

に改める。
第三条第二項中「学校医、学校歯科医および臨時職員」を「学校医、学校歯科医、学校薬剤師および臨時職員」に改める。

第十四条第一項、第十四条の二、第十六条第一項、第十九条、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十二条第一項及び第二十九条第二項中「高等部および専攻科」を「高等部、専攻科および別科」に改める。

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

第十七条、第二十条第一項および第二十五条中「高等

部」の次に「および別科」を加える。

第二十七条中「徵集」を「徵収」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月

一日から適用する。

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一日時 昭和三十六年四月十日 午前十一時

二 場所 鳥取県教育委員会事務局（図書館庁舎）

三 議題 1 教育委員会事務局人事について
2 公立学校教職員補正人事について

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

00505

00504

00507

00506

2 昭和三十六年三月三十一日以前において改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に規定する期限付職員であつた者の同年三月三十一日以前の

期限付職員としての期間は、準職員としての期間とみなしてこの規則を適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改

正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「職員の初任給、昇給等の基準に関する規則」を「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三一年鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「様式第十四まで」を「様式第十五まで」に改める。

様式第8中

様式第十四の次に次の様式を加える。

1時間につき 70円	1件につき 25円
〃 70円	を

1時間につき 85円	1件につき 30円
〃 85円	に、

に改める。

「通算して十六日以上」を「引き続いて十六日以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第十四条第三項の改正規定は昭和三十五年十月一日から、同条第五項の改正規定は昭和三十六年四月一日から適用する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第十三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する

規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

附 則

様式第15

日	曜	所属長印	直接監督者印	従事した職務の概要	従事者印	備考
		部課	名	氏名		
1						
2						
30						
31						
計		条例第21条の 2第2項	日	1日につき48円	円	支給額
						円

備考 1 所属長とは、本庁にあつては課長、解にあつては解長をいう。

2 直接監督者とは、本庁にあつては係長、解にあつては解の課長又は係長をいう。

3 所属長は、必要に応じこの様式に所要の事項を加え、又は縦書とすることができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第十五号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規

則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十九年鳥取県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改訂する。

第六条第一項中「三百円」を「四百円」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第十六号

産業教育手当の支給に関する規則

県人事委員会規則第一号の一部を次のように改訂する。

第三条第二項中「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」を「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に改める。

第四条各号列記以外の部分中「通算して十六日以上」を「引き続いて十六日以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第三条の改正規定は昭和三十五年十月一日から、第四条の改正規定は昭和三十六年四月一日から適用する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

部を改正する規則

昭和三十六年四月七日
鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏
別表第五研究職給料表等級別区分表中
する。
鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正す

鳥取県人事委員会規則第十七号
職務の等級の分類の基準に関する規則の一

00510

昭和36年4月7日 金曜日 鳥取県公報 第3213号 18

科学博物館	館長	館長補佐	係長	学芸員	学芸員補
科学捜査研究室			係長	学芸員	学芸員補
			主任	係員	

科学博物館 館長 館長補佐 係長 学芸員 学芸員補

を

科学博物館 館長 館長補佐 係長 学芸員 学芸員補

を

科学博物館 館長 館長補佐 係長 学芸員 学芸員補

を

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月

昭和三十六年四月七日

昭和36年4月7日

一日から適用する。

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

金曜日 鳥取県公報 第3213号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会規則第十八号

昭和36年4月7日

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月

昭和三十六年四月七日

昭和36年4月7日

一日から適用する。

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

金曜日 鳥取県公報 第3213号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の二号を加える。

十二 科学捜査研究室 研究員たる係長、主任及び

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

公 告

二 出願資格

○ 高校獎学生

1 県内に所在する高等学校の第二学年に在学し、将来大学に進学しようとする者であること。

2 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

イ 中学校第二、第三学年の学習成績が学年全生徒のそれぞれ四・二以上であること。

昭和三十六年度鳥取県教育委員会を次のとおり募集する。
昭和三十六年四月七日

一 制度の目的

昭和三十六年度鳥取県教育委員会を次のとおり募集する。
昭和三十六年四月七日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

こと。

- 五 所を有する者の子弟であること。
- 六 ○ 大学奨学生
 - 1 大学第一学年次に在学すること。
 - 2 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。
 - 3 高等学校第一学年から第三学年までの学習成績の平均値が、それぞれ三・五以上であること。
- 七 その他高校奨学生の出願資格に準ずる。
- 八 採用人員
- 九 高校奨学生三十人、大学奨学生三十人、計六十人
- 十 四 募学資金の額

高校在学中	月額	二千円
大学在学中	月額	五千円
- 十一 五 貸与の期間

高校奨学生の貸与の始期は昭和三十六年四月で、その期間はそれ次のとおりとする。

から、大学に進学した場合、それぞれの大学の正規

第1表

収入基準額表

	収入基準額 (年間)
世帯人員	千円
1人	228
2人	280
3人	332
4人	384
5人	436
6人	487
7人	539
8人	581
9人	622
10人	664
11人	705
12人	747

第2表

特別控除額表

特別の事由	特別控除年額
就学者のある世帯であること。	小学校児童 1人につき 10,000円 中学校生徒 ク 15,000円 高等学校生徒 ク 30,000円 大学学生 " 60,000円
身体障害者、長期療養者等のある世帯であること。	経済的に特別の支出をしている金額 (医師等の支払金額証明等を添付すること。)

(備考) 第一表の金額は、同一世帯における年間総

収入額から、次の控除額を差引いた後の年間収入額で、この基準以下の収入状況にあるものが出願資格者となる。

イ 給与所得控除＝農業、工業、商業、水産業等の所得について正当な必要経費として支出された額で、四十万円までの場合は、総給与額の二〇%、四十万円を超える場合は、四十万円までの部分について二〇%、四十万円を超える部分については一〇%の金額

ロ 営業所得控除＝農業、工業、商業、水産業等の所得について正当な必要経費として支出された額で、四十万円までの場合は、総給与額の二〇%、四十万円を超える場合は、四十万円までの部分について二〇%、四十万円を超える部分については一〇%の金額

ハ 特別控除＝第二表に定めるそれぞれの金額

4 他から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていること。ただし、この奨学資金を受けることとなつた場合他の奨学資金を辞退するときは差支えないこと。

5 奨学資金の貸与を受けることとなる日（昭和三十六年四月一日）の一年前から、引き続き県内に住

ある場合は父母兄姉又はこれに代わる者でなければ
ならない。

八 出願及び選考の時期

1 出願(推薦)期日

昭和三十六年四月十八日(火)まで

2 選考期日

第一次選考(書類) 昭和三十六年四月二十七日

第二次選考(面接) 昭和三十六年五月上旬

(第二次選考は、高校選学生として第一次選考合格者
について行なう。)

九 その他

この制度についての問合せ及び連絡は、在学(又は
出身)高等学校又は県教育委員会高校教育課に行なう
こと。

発行日 火、金

発行者

鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所

鳥取県鳥取市栗谷町

定価

一部月額一二〇円(配達料共)

県